

議案第 10 号

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 27 年 2 月 23 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年法律第 110 号）が平成 25 年 12 月 13 日に公布され、消防団の抜本的な強化を図るため、必要な措置を講ずるものとされたことにより、本町消防団員の処遇改善を目的として、消防団員報酬の一部を引き上げるため、現行条例の一部について改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箱根町消防団の設置等に関する条例（昭和 41 年箱根町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「23,000 円」を「37,000 円」に、「22,000 円」を「36,500 円」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。